

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。
その際、都市自治体の意見を十分尊重すること。
- (2) 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。
- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。
なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。
- (4) 地域の実情に即した級地区分の見直しを行うとともに、全国的な整合を図りつつ、夏季加算の創設について検討を行うこと。
- (5) 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の認定について、身体障害者と同様に、障害基礎年金の受給権を有する場合は、精神障害者福祉手帳又は国民年金証書のいずれかにより行うよう改善すること。
- (6) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (7) いわゆるボーダーライン層に対し、生活保護制度に優先する雇用・労働施策による支援を充実させ、生活保護に陥らないよう、第2のセーフティネットの強化を図ること。
- (8) 被保護者の家庭裁判所への成年後見申立に要する費用及び成年後見人等への報酬費用について、生活保護法の支給対象とすること。
- (9) 入国直後の外国人が生活保護を申請する可能性があることから、入国時の審査を徹底するなど、国の責任において必要な対策を講じること。

2. 民生委員の担い手の確保と、活動しやすい環境づくりのため、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、民生委員・児童委員の定数及び配置についても、地域の実情を踏まえて見直しを行うこと。

3. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることに鑑み、当該制度を早期に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。

4. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。

5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。

6. 東日本大震災関係について

避難者に対する生活保護費については、受入自治体の負担が増大している現状を考慮した制度改正等を行うこと。